

平成29年度

地域づくり活動応援事業

阪神南

ふるさとづくり応援事業

～補助金のご案内～

阪神南地域の課題解決や地域の活性化に向けて、地域団体が創意工夫により、よりよい地域づくりを目指す取組に対して、経費の一部を補助します。



第1次募集(4～5月に着手する事業)

平成29年2月27日(月)～3月31日(金)

第2次募集(6月以降に着手する事業)

平成29年4月3日(月)～4月25日(火)

※ 本事業の実施は、平成29年度予算の兵庫県議会での成立が前提となりますので、ご留意ください。

兵庫県阪神南県民センター

1 対象団体

阪神南地域（尼崎市・西宮市・芦屋市）を活動基盤とする地域団体（単位組織だけでなく、校区・市域等の連合組織や地域団体が組織する実行委員会等を含みます。）等

自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、消費者団体、青少年育成団体、まちづくり協議会、自主防災・防犯組織、経済関係団体、NPOなど、阪神南地域を基盤に活動を行い、下記のすべての要件を満たす団体が対象となります。

- ① 阪神南地域の中の一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動を行っていること。
- ② 活動を行う地域住民が自由に参加可能であること。
- ③ 規約や代表者を定めていること。
- ④ 営利活動、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑤ 暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体でないこと。
- ⑥ その他、公共の福祉に反する活動を行う団体でないこと。

2 対象事業

阪神南地域が抱える課題解決や地域活性化に向けて地域団体に取り組む事業のうち、次の要件のいずれにも該当するものを対象とします。1 団体につき、1 事業のみ応募が可能です。

【要件】

- ① 地域の課題解決につながること。
- ② 地域の活性化につながること。

【事業例】

- ・多世代交流イベント、地域内外交流イベント
- ・避難所ルートづくり、下校時見守り活動
- ・親子体験学習会、水辺や緑地の保全活動 など

※ 次に該当する事業は、対象から除きます。

- ① 地域団体及び地域団体を構成する者の財産の形成又は営利を目的とする事業
- ② 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ③ 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- ④ 従来から実施している又は実施していた事業（従来の活動に創意工夫を加えることで活動の広がりが認められるものを除く。）
- ⑤ 兵庫県（以下「県」という。）又は県の外郭団体から補助金を受けている事業もしくは国、県、市、その他団体からの受託事業

3 補助内容

(1) 募集期間と補助内容

区分	事業着手日	募集期間	補助金額
第1次	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 5 月 31 日	平成 29 年 2 月 27 日 ～ 3 月 31 日	上限 20 万円
第2次	平成 29 年 6 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 3 日 ～ 4 月 25 日	上限 20 万円 (先進・広域的事業は上限 40 万円まで加算)

- ・ 補助対象期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
- ・ 補助率 補助対象経費の 2/3（千円未満切り捨て）
- ・ 補助予定団体数 15 団体程度

（先進・広域的事業とは）

創意工夫により、他団体のモデルとなるような極めて先進的、先導的かつ、事業効果が地域団体の所在する市域を越えた広域に期待できる取組と審査会で認めた事業。

※ 審査の結果、不採択や補助金額を減額することもありますので、ご了承ください。

※ 当該事業の収入の合計額が支出の合計額を超える場合は、支出の合計額からその他補助金・助成金、参加費収入、その他収入を控除した額を上限とします。

(2) 補助対象経費

申請事業に直接必要な次の経費とします（領収書（写）の提出が必要。）。

科目	内容
謝金・旅費	① 講師・専門家等に対する謝金（1件5万円を上限とする。補助団体構成員、協働の相手方に対するものは除く。）、旅費（実費弁償） ② 活動に要するスタッフ旅費（実費弁償）
需用費	① PR用チラシ、ポスター、パンフレット、のぼり等作成費 ② 活動資材・材料費、看板等製作費、事務用品等消耗品費、資料コピー代 ただし、消耗品費のうち、事業終了後も同様の事業目的のために繰り返し使用する物品、資材については、1品につき5万円を上限とする。 ③ 屋外活動中での水分補給に必要な飲料費、食材料費など、事業遂行上、特に認められる食糧費 等
役務費	① 郵便料、運搬料、通信費 ② 会場設営・撤去費、看板・のぼり等設置費 ③ イベント保険料、振込手数料 等
委託料	事業に必要な業務を委託する経費。ただし、事業の大半を占める委託を除く。
使用料	① 会場借上料 ② 機器レンタル・リース料 ③ バス借上料 等
その他の経費	上記のほか、事業実施のために必要な経費として、適当と認める経費

(3) 補助対象外経費

① 飲食費（食事代、弁当、茶菓代等） ② 商品券等金券の購入費 ③ 参加者粗品、景品代 ④ 自家用車等での移動にかかる経費、ガソリン代、交通系ICカード購入費、タクシー代 ⑤ 団体の経常的な事務運営にかかる経費（人件費、家賃、光熱水費等） ⑥ 備品購入費（1品5万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの） ⑦ その他、社会通念上補助対象として適当でないと認める経費
--

4 応募方法

- (1) 募集期間 **第1次募集** 平成29年2月27日(月)～3月31日(金)
第2次募集 平成29年4月 3日(月)～4月25日(火)
※ 要持参。下記に連絡の上、来訪日時を予約してください。

- (2) 応募書類 ①応募書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④団体概要書
応募書等は、県のホームページからダウンロードできます。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk08/furusato_hojokin.html

(3) 応募書提出先

阪神南県民センター県民交流室県民運動課（県民担当）

〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8（兵庫県尼崎総合庁舎3階）

TEL 06-6481-4629 FAX 06-6482-0579

5 審査方法

(1) 審査方法

審査会により決定します。

ただし、先進・広域的事業として補助金額の増額を希望する団体については、書類審査通過後、プレゼンテーションによる二次審査を行うことがあります。

二次審査は、平成 29 年 5 月下旬を予定しています（後日、該当する団体に連絡します。）。

(2) 審査基準

次の基準に基づき、補助対象事業及び補助金額を決定します。

- ① 地域の課題を適切に把握し、その解決につながっているか。
- ② 広く地域住民が参加できるなど、地域づくりに貢献できているか。
- ③ 企画力、ネットワークの強化など、地域団体の活性化が見込まれるか。
- ④ 補助金が有効に使われ、収支計画が適切であるか。

【先進・広域的事業】

- ⑤ 先進性があり、他の団体のモデルになり得る事業であるか。
- ⑥ 事業効果が阪神南地域の市域を越えた広域に期待できる事業であるか。

(3) 審査結果

補助事業の採否及び補助金額については、文書で通知します。

補助事業に採択された事業については、団体名、事業名、補助金額を県ホームページに掲載します。

6 補助金交付申請、実績報告・支払い

(1) 補助金交付申請

補助事業に採択された事業については、審査結果の通知が届き次第、速やかに、補助金交付申請書を提出していただきます。

(2) 補助事業実績報告

補助事業完了後 30 日以内もしくは平成 30 年 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出していただきます（事業実施状況を示す写真、チラシ等の添付が必要です。）。

※ 提出いただいた写真は、募集チラシ等で使用することがあります。

(3) 支払い

提出された実績報告書等を確認のうえ、指定された口座に補助金を振り込みます。

(4) チラシ等への記載

補助事業については、「阪神南ふるさとづくり応援事業」による補助を受けていることを PR チラシ、パンフレットや当日資料等に記載してください。



《問い合わせ先》

阪神南県民センター県民交流室県民運動課（県民担当）

〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8〔土・日曜日、祭日を除く〕

TEL 06-6481-4629 FAX 06-6482-0579